

令和6年度 障害者施設整備事業（グループホーム）整備事業者の募集について

1. 概要

令和6年度に「室蘭市障害者施設整備事業費補助金」（以下「補助金」という。）を活用し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）に定める指定障害福祉サービス事業者が法第5条15項に規定する共同生活援助に使用する住居（以下「グループホーム」という。）を整備する事業者を募集します。【令和6年7月12日（金）書類必着】

【整備概要及び補助基準額】※現段階での予定のため、改定の可能性があります。

○既存の建物を買収し、改修する場合に限り、この補助金の対象とします。

○土地の買収、整地費用及び外構工事費等については補助対象外です。

○補助上限額(補助率3/4以内※)※ただし、本補助金を活用したことがない法人は、1/4以内で加算して補助

＜施設整備費＞	定員5人以下	30,200千円
	定員6人	31,900千円
	定員7人	33,700千円
	定員8人	35,500千円
	定員9人以上	37,300千円

＜設備整備費＞ 1,503千円

注) 補助金額は北海道からの補助金の内示額及び室蘭市の予算の範囲内での対応となります。

2. 整備についての基本的な考え方

「令和6年度 室蘭市障害者施設整備事業費補助金にかかる基本方針」のとおりとします。

3. 補助基準額等

詳細については、北海道地域づくり総合交付金福祉振興・介護保険基盤整備事業のグループホーム等整備事業に準じます。 ※詳細は、北海道のホームページをご参照ください。

4. 留意事項

① 北海道の地域づくり総合交付金の採択状況によっては、当該事業を実施しないことがあります。

ご承知おきのうえご応募ください。

② 応募件数は、一法人につき一つのグループホーム（住居）を上限とします。

③ 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了するものが対象となります。既に着手している事業については対象外となります。

④ 事業着手は北海道の補助金内示（例年9～10月頃）を受けた後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和7年度からとなる可能性がありますので、事業計画等の策定に当たってはご留意ください。

⑤ 提出書類等の作成に係る費用は、事業者負担となります。また、提出された書類は返却しません。

⑥ 後日、室蘭市において事業者選定に係る書類審査を実施します。選定に係る詳細については、応募いただいた法人へ追ってご連絡させていただきます。

⑦ 応募書類は多岐に渡りますので、詳細は、下記にお問い合わせください。

<詳細>

室蘭市役所保健福祉部障害福祉課 電話／FAX：0143-25-1155／0143-25-1166

メール：syougai@city.muroran.lg.jp